

改正

平成30年3月30日告示第63号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第5項、第78条の2第6項及び第78条の4第5項等に規定する措置を行うため、鳩山町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定基準に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定、指定拒否及び指定取り消しに関すること。
- (3) 地域密着型サービスの介護報酬に関すること。
- (4) その他、地域密着型サービスの円滑な運営に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 被保険者を代表する者（公募による応募者を含む。）
- (2) 識見を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護保険事業者を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員会はその議決により、秘密会とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第63号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。